

(4) 建築設備 保守管理業務 要求水準書 (案)

項 目	内 容
1 保守管理の対象	衛生研究所の各種建築設備（但し、別途記載する実験室設備保守管理業務要求水準書の対象を除く。）の保守管理。
2 業務の実施	<p>建築設備の保守管理にあたっては、予め設備の機能を常に業務に支障のない良好な状態に保つため、以下の業務計画を作成し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇運転監視業務計画書 ◇日常巡視点検業務計画書 ◇定期点検・測定・整備作業計画書 ◇30年間の保守管理の考え方 <p>点検により、修理等が必要と判断される場合は、調査・診断を行い、衛生研究所長と日程等を協議のうえ、実施する。</p>
3 設備管理記録の作成・保存	<p>設備の運転・点検整備等の記録として、運転日誌、点検記録、及び整備・事故記録等を作成する。</p> <p>運転日誌及び点検記録は3年以上、整備・事故記録等は、30年間保管する。</p>
(1) 運転日誌	<ul style="list-style-type: none"> ①電力供給日誌 ②熱源機器運転日誌 ③空調設備運転日誌 ④温湿度記録日誌
(2) 点検記録	<ul style="list-style-type: none"> ①電気設備点検表 ②空調設備点検表 ③給排水、衛生設備点検表 ④残留塩素測定記録 ⑤貯水槽点検記録 ⑥飲料水水質検査記録 ⑦空気環境測定記録 ⑧汚水・排水槽点検記録 ⑨防災設備点検記録 ⑩各種水槽清掃実施記録
(3) 整備・事故記録	<ul style="list-style-type: none"> ①定期点検整備記録 ②補修記録 ③事故・故障記録
4 保守管理状況の報告	<p>運転監視及び定期点検等により発見された故障箇所、要修理箇所の報告及び管理報告書の提出（月1回）</p>
5 要求水準	<p>設計図書及び別紙に定められた所要の性能を保つこと。</p>

別紙 (4) 建築設備保守管理業務5要求水準及び(5)実験室設備保守管理業務3要求水準

機能 セクション	室名	部屋番号	特殊な仕様 物理的封じ込 めレベール及び その他の仕様	照度		運転 時間帯	温度 湿度条件		種類	換気設備				備考				
				電圧	照度		有機	無機		空気		体						
										風量	速度	風量	速度					
部門：細菌計 細菌感染症	細菌培養室	B-203	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	呼吸器系細菌培養室	B-204	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	腸管系細菌培養室	B-201	P1	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	病原培養室-2	B-202	P1	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	病原培養室-1	B-205	P1	400	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	培養室	B-206	P1	400	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	培養室	B-207	P1	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	培養室	B-208	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	培養室	B-209	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	培養室	B-211	P1	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
部門：ウイルス部 HIV実験室	食品微生物培養室	B-212	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-214	P1	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-216	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-215	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-223	P1	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-218	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-221	P1	200	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-222	P1	150	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-226	P1	200	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-228	P1	200	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
部門：ウイルス部 HIV実験室	食品微生物培養室	B-225	P1	200	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-226	P1	200	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-228	P1	200	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-225	P1	400	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-244	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-242	P1	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-243	P1	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-230	P1	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-233	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-232	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
部門：ウイルス部 HIV実験室	食品微生物培養室	B-231	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-246	P1	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-247	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-248	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-249	P1	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-250	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-251	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-248	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-249	P1	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機
	食品微生物培養室	B-250	P2	500	24h	通常	可	第1種	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機	有機	無機

(5) 実験室設備-保守管理業務 要求水準書 (案)

項 目	内 容
<p>1 保守管理の対象</p> <p>(1) ユニット式実験室等</p> <p>(2) ドラフト、実験台等設備</p> <p>(3) 実験室内特殊設備</p>	<p>設計図書に記載されている、以下の実験室及び付帯設備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌部 無菌実験室(2F) ・細菌部 冷蔵室・低温実験室(2F) ・ウイルス部 冷室・恒温室(2F) ・食品薬品部 細胞毒性実験室(2F) ・食品薬品部 冷蔵室・低温実験室(3F) ・生活環境部 冷蔵室(3F) ・生活環境部 人工気象室(3F) ・生活環境部 脊椎動物飼育室、昆虫飼育室(1F) ・共用施設 動物舎(1F) ・共用施設 生物系安全実験室(2F) ・共用施設 化学系安全実験室(3F) <p>(2) ドラフト、実験台等設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドラフトチャンバー ・中央実験台 ・サイド実験台 ・排気型安全キャビネット ・流し台 <p>(3) 実験室内特殊設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒性機能実験室内シールドルーム ・NMR分析装置室シールド
<p>3 要求水準</p>	<p>別途定める条件により保守管理及び運転監視を行う。</p>
<p>4 業務の実施</p>	<p>保守管理にあたっては、予め諸機能を常に業務に支障のない良好な状態に保つ、次に示す業務計画を作成し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転監視業務計画書 ・日常点検業務計画書 ・定期点検・整備作業計画書 <p>修理等により、各施設・設備が使用できなくなるときは予め衛生研究所長と協議する。</p>
<p>5 業務内容</p> <p>(1) ユニット式実験室等</p> <p>(2) ドラフト、実験台等設備</p> <p>(3) 実験室内特殊設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットの気密性、断熱性等初期性能の維持 ・空調設備の保守管理 ・給排気設備の保守管理 <p>(2) ドラフト、実験台等設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気設備の保守管理 ・排水設備からの水漏れ、目詰まり等の保守管理 ・室内排水処理装置の保守管理 <p>(3) 実験室内特殊設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期性能の維持
<p>6 設備管理記録の作成・保存</p>	<p>設備の運転・保守管理の記録として、運転日誌、点検記録、修理の記録等を作成し、運転日誌、点検記録は3年間以上、定期点検及び修理の記録は30年間保管する。</p>
<p>7 保守管理状況の報告</p>	<p>上記各記録は保守管理報告書として半年ごとに衛生研究所長に提出する。ただし、障害発生時は、直ちに報告する。</p>
<p>8 法令点検</p>	<p>上記各業務計画書の作成にあたっては、該当法令等を精査し、遵守すること。</p>

(6) 外構施設・保守管理業務 要求水準書 (案)

項 目	内 容
1 保守管理の対象	<p>(施設) ゴミ置き場、駐輪場、駐車場ライン、防火水槽、門扉、フェンス、擁壁等コンクリート構造物、案内板、旗竿、外灯、地下水ポンプ</p> <p>(敷地地盤) アスファルト舗装面、盛り土、雨水調整池等</p> <p>(地中設備) 埋設配管、暗渠及び排水柵等</p>
2 業務の実施	<p>外構施設の保守管理にあたっては、予め下記の要求水準を満たす業務計画（年間保守管理計画）を作成し実施する。 点検により、修理等が必要と判断される場合には、調査・診断を行い、衛生研究所長と協議の上実施する。</p>
3 保守管理の要求水準	<p>各施設、設備とも、本来の機能を発揮できる状態に保つこと。</p>

(7) 警備業務 要求水準書 (案)

項 目	内 容
1 警備業務の対象	衛生研究所敷地内の建築物を含む全ての財産の保全及び時間外の出入者への対応等。
2 業務の実施	警備業務の実施にあたっては、予め下記の要求水準を満たす業務計画を作成し、実施する。
3 警備業務の要求水準	<p>○平日（月～金曜日）の時間外警備及び土曜日、日曜日及び祝祭日の24時間警備を行う。</p> <p>時間外の警備時間は、午後5時から午前8時30分までとする。</p> <p>○警備担当人員は、1人(1ポスト)以上とする。</p> <p>但し、他の業務と兼ねることができ、機械警備の併用も可とする。</p>
4 業務内容	<p>(1) 窓口業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入管理を行うこと。 ・ 外来者の受付及び応接を行うこと。 ・ 不審者の進入を防止すること。 ・ 電話の対応をすること。 ・ 收受した文書、物品等は厳重に保管し引き継ぐこと。 ・ 緊急搬入検体は、冷蔵庫内等、指定の方法で保管し、直ちに指定する衛生研究所担当者に連絡すること。 ・ 鍵の收受及び保管を行い、記録簿に記録する。 ・ 地元自治会等の部屋の使用に際しては、衛生研究所長からの承諾を確認して、貸出を行うこと。 ・ 拾得物、遺失物を保管し、記録をつけること。 <p>(2) 巡回業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に巡回を行い安全を確認すること。 ・ 不法侵入者を発見した場合は、警察への通報等適切な処置をとること。 ・ 地元自治会等が使用した部屋の安全を確認をすること。 ・ 火災、盗難の初期発見と予防を行うこと。 ・ 巡回中に不審物を発見した場合には、警察への通報等適切な処置をすること。 <p>(3) 緊急事態への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災等の緊急の事態が発生したときは、ただちに関係機関及び衛生研究所長に連絡・通報すること。 ・ 火災が発生した時は、在庁者を安全な場所まで誘導するとともに、消火器等を使用して消防車が到着するまで初期消火にあたること。 ・ その他緊急の事態が発生したときも、現場に急行し、応急措置を行うこと。 ・ 地震や風水害による災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、直ちに初期措置を取ること。

(8) 環境対策要求水準書 ①環境測定及び排水・排ガス処理設備の保守管理(案)

項 目	内 容
<p>1 環境測定</p> <p>(1) 法令等に基づく環境測定</p> <p>〈主な関係法令〉</p> <p>(2) 環境安全協定等に基づく測定</p> <p>ア 水質測定分析</p> <p>イ 敷地内の雨水の水質</p> <p>ウ 火災被災後の水質測定</p> <p>エ 排ガスの測定</p>	<p>法律、条例に規制基準のある物質について、その法律、条例に定める方法により監視測定・報告を行うとともに、記録を帳簿に記載し3年間保存する。</p> <p>水質汚濁防止法(特定施設設置届)、大気汚染防止法(煤煙発生施設設置届)、騒音規制法(特定施設設置届)、振動規制法(特定施設設置届)、下水道法(特定施設設置届)、神奈川県生活環境の保全等に関する条例(指定事業所設置許可)</p> <p>排水及び排ガスについての環境測定は、環境安全協定(※1)に基づき定める神奈川県衛生研究所環境安全管理規程(※2)に従い、別紙に定める項目について適正に行う。</p> <p>排水(放流水)の水質を、環境計量証明を所持する機関に委託し定期的に測定を行う。測定結果は5年間保管する。</p> <p>雨水調整池及び実験棟地下ピットの遊水池において、別紙に定める項目について水質検査を行う。</p> <p>火災が発生した場合、消火放水の水質を地下の消火排水ピットにて検査し、安全を確認後排出する。</p> <p>別紙に定める測定項目について、環境計量証明を有する機関に委託し測定を行う。測定結果は3年間保存する。</p> <p>(※1) 環境安全協定 本施設で使用する化学物質等による環境汚染や災害事故等を未然に防止するため、神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針に基づき、県が茅ヶ崎市及び地元自治会と移転時に締結するもの。</p> <p>(※2) 神奈川県衛生研究所環境安全管理規程 化学物質等の取り扱いについて必要な事項を定め、地域住民の健康と安全を守るとともに、研究所の環境安全を確保するために、移転時に衛生研究所が定めるもの。</p>
<p>2 排水・排ガス処理設備の保守管理</p>	<p>排水の水質及び排ガスについて、別紙の目標基準値を下回るよう、設備の保守管理を行う。</p>

1 排水処理目標基準値及び水質測定対象物質

項目	目標基準値	処理後の放流水
カドミウム	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
シアン	1.0	1.0
有機リン化合物	0.2	0.2
鉛	0.1	0.1
六価クロム	0.5	0.05
砒素	0.1	0.01
総水銀	0.005	0.005
アルキル水銀	検出されない	検出されない
PCB	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.3	0.01
テトラクロロエチレン	0.1	0.05
ジクロロメタン	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	0.2	0.2
シス1, 2-ジクロロエチレン	0.4	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.06
1, 1, 3-ジクロロプロペン	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1
セレン	0.1	0.1
フェノール類	1.0	0.5
銅	1.0	0.3
亜鉛	1.0	0.5
鉄	5.0	1.0
マンガン	5.0	1.0
全クロム	2.0	0.2
フッ素	15	1.0
BOD	25mg/L未満	20mg/L未満
SS	70 "	30 "
ノルマルヘキサン抽出物	5mg/L	5mg/L
同上	30mg/L	30mg/L
pH	5.8~8.6	6.0~8.0

2 排ガス定期測定対象物質

項目	測定場所	測定方法	測定頻度	目標基準値
塩化水素	スクラバ出口	JIS K0107で定めるイオン電極法	年 2 回	$\leq 8 \text{ mg/Nm}^3$
アンモニア		JIS K0099で定めるインドフェノール法		$\leq 50 \text{ ppm}$
硫化水素		JIS K0108で定めるメチルブルー法		$\leq 10 \text{ ppm}$
ベンゼン	活性炭吸着処理装置出口	知事が定めるFIDガスクロマトグラフ法		$\leq 10 \text{ ppm}$
トルエン				$\leq 100 \text{ ppm}$
キシレン				$\leq 150 \text{ ppm}$
トリクロロエチレン				$\leq 50 \text{ ppm}$
テトラクロロエチレン				$\leq 50 \text{ ppm}$
ホルムアルデヒド		衛生試験法で定めるアセリゼン法	$\leq 5 \text{ ppm}$	

(8) 環境対策-要求水準書 ②作業環境測定 (案)

項 目	内 容
<p>1 作業環境測定</p> <p>2 測定の対象</p> <p>(1) 安衛法施行令別表第6の2で、1号～47号に掲げる有機溶剤を取扱う部屋</p> <p>(2) 安衛法施行令別表第3第1号もしくは第2号に掲げる特定化学物質(ベンゼン、オルト-トリジン等)等を取扱う部屋</p> <p>(3) 測定すべき部屋等 ア生活化学実験室 イ水質分析室 ウ食品化学実験室 エ残留農薬実験室 オ食品添加物実験室 カ薬品衛生実験室</p> <p>3 スタッフの要件</p>	<p>衛生研究所の建築物、建築設備及び研究用機器等のうち、労働安全衛生法及び同法関連法令の適用を受けるものについて、同法第65条に規定する作業環境測定を実施し、その結果を記録しておく。</p> <p>結果の評価を作業環境評価基準により行い、職員等の健康を維持するために必要があると認められるときは、労働省令で定めるところにより適切な処置を行う。</p> <p>当該有機溶剤の濃度の測定(1回・6月)、記録保存(3年)、測定結果の評価及び改善措置(衛生研究所長と協議のうえ行う。)(有機溶剤中毒予防規則第28条～28条の4)</p> <p>《使用すると想定される有機溶剤の例》 アセトン、イソアミルアルコール、エチレングリコールモノメチルエーテル、酢酸エチル、四塩化炭素、シクロヘキサノール、1・4ジオキサン、テトラクロロエチレン、テトラヒドロフラン、トルエン、二硫化炭素、1ブタノール、2ブタノール、メタノール、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン、以上の物質の混合物</p> <p>当該特定化学物質等の空気中における濃度の測定(1回・6月)、記録保存(3年)、測定結果の評価及び改善措置(衛生研究所長と協議のうえ行う。)(特定化学物質等障害予防規則第36条～36条の4)</p> <p>各実験室につき、測定箇所・測定物質・測定ポイントを選定し、測定を行う。(1回・6月、年2回)</p> <p>測定箇所：作業環境測定士の選定による。(衛生研究所長と協議のうえ選定)</p> <p>測定物質：ベンゼン等の特定物質と有機溶媒の中から作業状況により測定物質を4種選択する。</p> <p>測定ポイント：1物質につき7ポイント(全体では、6室×4種×7=168ポイント)選定する。</p> <p>法第65条の作業環境測定は、作業環境測定士または作業環境測定機関が行う。</p>

項 目	内 容
1 電波障害対策業務	衛生研究所の建築物に起因するTV電波（地上波放送・UHF及びVHF）の受信障害を解消すること。
2 現在の対策実施状況	現在、A棟建物によるTV（UHF及びVHF）電波受信障害が近隣地域の一部にあるため、電波障害対策として、D棟の屋上に設置したTV電波受信アンテナ（以下「アンテナ」という。）から、東電及びNTT東日本の電柱に配信ケーブルを架設して、敷地の北東側の近隣50世帯に対してTV電波を供給している。（ホーチキ(株)に委託。電柱へのケーブル架設契約を東電及びNTT東日本と締結している。）
3 実験棟建設前後の措置	<p>実験棟の新築により新たにTV電波受信障害が予測される地域において、建設工事着工前に受信状況の調査を行い、受信障害対策の必要世帯を把握し、実験棟及びA棟によるTV電波受信障害が生じないように、必要な措置を講じる。</p> <p>（実験棟の建設に先立ち、D棟を解体するさいに、既存のアンテナも撤去するが、その前に対策を講じておく。）</p>
4 用地の無償提供	<p>衛生研究所敷地内で、アンテナの設置及びケーブル架設を行う場合に必要な用地は、県が事業者は無償貸与する。</p> <p>（設置場所等は予め県と事業者が協議のうえ決定する。）</p> <p>なお、電波障害対策にかかる施設を設置する場合は、事業者の所有とする。</p>